

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター

所在地：門司区社ノ木二丁目4番1号

施設内容：①規模 522.44㎡（市営住宅8階建ての1階デイサービスセンター一部分）

②構造 鉄筋コンクリート造

③構成 事務室、食堂、厨房、静養室、浴室、相談室、機能訓練室、休憩室、洗濯室、駐車場

※ デイサービスセンターは1階部分。2階から8階は市営住宅

④定員 30名

⑤開設 平成9年10月1日

⑥事業内容 介護が必要な高齢者に昼間の数時間を過ごしてもらい、入浴・食事の提供とその介護、生活などの相談、機能訓練及びレクリエーションなどを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とするもの。

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人年長者の里

所在地：北九州市八幡東区大蔵三丁目2番1号

主な業務内容：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、生活支援ハウス、認知症対応型共同生活介護、通所介護、訪問介護、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、生活援助員派遣事業

2 指定の経緯

令和6年 8月19日 募集要項配布
令和6年 9月30日 募集締め切り
令和6年10月15日 指定管理者検討会の開催
令和6年10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対応を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 現在、実施されている低所得者の利用者への介護保険料の負担軽減措置を維持するため、社会福祉法人利用者負担軽減措置事業又はこれと同等の措置を講じること。
- ④ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)
※複数の団体により構成するグループによる応募について
グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。
なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。
- ⑤ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：2団体
応募件数：1団体 ((社福)年長者の里)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[学識経験者] 中野 昌治 (福岡県弁護士会北九州部会高齢者・障害者委員会)
*法律・経営等に知見を有する者
- ・[関係団体] 中村 順子 (高齢社会をよくする北九州女性の会 理事)
- ・[学識経験者] 中村 貴志 (福岡教育大学教育学部 教授)
- ・[関係団体] 野村 尚子 (NPO法人老いを支える北九州家族の会 理事)
- ・[関係団体] 森野 恵子 (北九州市民生委員児童委員協議会 筆頭副会長)

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	② 社会福祉を目的とする事業者としての経営理念及び経営理念を具体化した施設運営の基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくための人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 居宅介護支援事業を併設して運営するなど、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	④ 介護予防により生活を支援する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
	⑤ 認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
	⑥ 社会福祉を推進する団体の責務として、低所得者へ配慮した法人運営や施設経営の基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ 利用者本位の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。

⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

(3) 指定管理料及び収入

- ① 指定管理業務に係る費用が妥当であるか。
- ② 利用料金の設定が適切であるか。
- ③ 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ④ 介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用した先進的介護「北九州モデル」を導入したり、実証への協力をしたりするなど、生産性向上を実現できる工夫があるか。
- ⑤ 再委託が適切な水準で行われているか。
- ⑥ その他経費を低減するための実施可能な提案があるか
- ⑦ 施設で一定の剰余金を得られた場合、その一部を市または利用者へ還元する具体的な提案があるか。

【適正性】

(4) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 施設で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなど基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
- ⑥ 社会福祉を推進する団体として、地域の住民や地域包括支援センター等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

(5) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報保護するための対策が十分に考えられているか。
- ② 人権やプライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど、尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
- ③ 利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- ④ 誤嚥や転倒など、日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
- ⑤ 日常の衛生管理から感染症や食中毒等の発生時の対応・再発防止などに関する考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
- ⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
- ⑦ 虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。

(6) 社会貢献・地域貢献

- ① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
- ② 労働環境の向上への取組みが考えられているか。
- ③ 認知症カフェを定期的で開催するなど、地域活動や地域交流などの取組みが考えられているか。
- ④ ○市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（=審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
社会 福祉 法人 年長者 の里	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	5	4	3	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	4	4	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	5	5	4	3	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	4	4	4	3	4	20
	(2) 利用者の満足度	25	3	4	4	4	3	4	20
	【効率性】								
	(3) 指定管理業務に係る費 用	15	4	4	5	3	4	4	12
	【適正性】								
	(4) 管理運営体制など	10	4	4	5	4	3	4	8
	(5) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	4	5	3	3	4	8
	(6) 社会貢献・地域貢献	10	4	4	5	4	4	4	8
合計	110	81	89	99	83	72	—	88	
地元団体に対する優遇措置（5点）								93	

(2) 検討会における主な意見

- ・ 1950年から74年間にわたる実績と、市内を中心に36の事業を運営している点は評価できる。また、特定社会福祉法人として公認会計士を設置してお

り、人的・財政的基盤が十分に整っている。

- ・ ふれあいむら大蔵の管理業務を 25 年以上行ってきた実績は評価できる。
- ・ 福祉オンブズマン委員による巡回相談など、利用者の意見を聞き、改善に努めるためのシステムが整っている。
- ・ 介護ロボットや ICT の活用による効果に期待したい。
- ・ 障害者や高齢者の積極的な雇用に関する提案は評価できる。

(3) 検討会における検討結果

- ・ 社会福祉法人年長者の里は、長年にわたり、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの入所系サービス、デイサービスや小規模多機能型居宅介護などの通所系サービス、ふれあいむら大蔵の管理業務など、高齢者施設・介護事業所の運営を行っている。また、多くの専門的資格を持つ職員を有しており、人的・財政的基盤が十分に整っているため、その提案は高く評価できる。検討会としては、社会福祉法人年長者の里が指定管理者として相応しいと判断する。市は、検討会における議論を参考に、最終決定を行われたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人年長者の里を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ ふれあいむら社ノ木デイサービスセンターの設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・ 長年にわたり、さまざまな高齢者施設・介護事業所の運営を行っており、高齢者福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。
- ・ 法人全体で多くの専門的な資格を持つ職員を有しており、職員の研修費用を助成するなど、職員の質の向上に努めている。
- ・ 経営や財務の健全性を保つための公認会計士による監査や、利用者の尊厳を守るための福祉オンブズマン委員会による監視など、第三者によるチェック体制を整えている。
- ・ アセスメントを深化させ、利用者一人ひとりに適したケアを実践し、家族に活動の様子を見てもらうために、活動を記録した連絡帳を配布するなど、利用者と家族の満足度向上に努める提案がなされている。
- ・ 法人全体のスケールメリットを活かした経費削減の具体的な提案がなされている。

8 提案額

0円